



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*35 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課)..... 2

○ 告示

- 790 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課)..... 7
- 791 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請 (")..... 8
- 792 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)..... 10
- 793 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)..... 10
- 794 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (")..... 11
- 795 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)..... 11
- 796 " (")..... 12
- 797 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (")..... 14
- 798 山田ダム土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課)..... 14
- 799 保安林予定森林 (森林整備課)..... 16
- 800 保安林の指定 (")..... 16
- 801 " (")..... 17
- 802 保安林の指定施業要件変更予定 (")..... 17
- 803 " (")..... 17
- 804 さんご漁業の許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間 (資源管理課)..... 18
- 805 鯨類追込漁業の許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間 (")..... 20
- 806 基本測量の実施 (技術調査課)..... 20
- 807 道路の区域変更 (道路保全課)..... 21
- 808 " (")..... 21
- 809 道路の供用開始 (")..... 22

○ 公安委員会告示

27 施設警備業務2級、雑踏警備業務1級、雑踏警備業務2級、交通誘導警備業務2級及び貴重品運搬警備業務2級検定の実施 22

○ 警察本部告示

6 一般競争入札による落札者の決定 26

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 27

" (")..... 27

入札公告 (総務事務集中課)..... 27

規 則

和歌山県規則第35号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和42年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事による入院措置)</p> <p>第 8 条 知事は、法第29条第 1 項又は法第29条の 2 第 1 項の規定により精神障害者を入院させたときは、措置入院決定通知書（別記第 8 号様式）を県立保健所長を経て当該精神障害者の家族等（法第 5 条第 2 項に規定する家族等をいう。以下同じ。）に交付するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(医療保護入院届)</p> <p>第16条 法第33条第 7 項の規定による届出は、次によるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第33条第 1 項に規定する場合に係る同条第 3 項後段の規定による入院の場合 別記第 17号様式の 3</p>	<p>(知事による入院措置)</p> <p>第 8 条 知事は、法第29条第 1 項又は法第29条の 2 第 1 項の規定により精神障害者を入院させたときは、措置入院決定通知書（別記第 8 号様式）を県立保健所長を経て当該精神障害者の家族等（法第33条第 2 項に規定する家族等をいう。以下同じ。）に交付するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(医療保護入院届)</p> <p>第16条 法第33条第 7 項の規定による届出は、次によるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第33条第 1 項に規定する場合に係る同条第 4 項後段の規定による入院の場合 別記第 17号様式の 3</p>

別記第8号様式の2を次のように改める。

別記第8号様式の2(第8条関係)

措置入院決定のお知らせ

年 月 日

様

和歌山県知事

印

【入院理由について】

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、【①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他()】にあり、御自身を傷ついたり、又は他人に害を及ぼすおそれがあることから、【①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第29条の規定による措置入院 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の規定による緊急措置入院】が必要であると認めたので通知します。

【入院中の生活について】

- 1 あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で預かることがあります。
- 2 あなたの入院中、以下の人との電話・面会については制限なく行うことができます。
 - ① 人権に係る行政機関の職員
 - ② あなたの代理人の弁護士や、あなた又はあなたの家族の希望によりあなたの代理人になろうとする弁護士それら以外の人との電話・面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 3 あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。
- 4 もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。

裏面に続く

【入院や入院生活に御納得のいかない場合】

あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたの御家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、和歌山県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせください。

県における所管課の連絡先（電話番号を含む。）

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。（処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）として提起することができます。（処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。）

別記第17号様式中「第33条第1項・第4項」を「第33条第1項・第3項」に、「第33条第3項・第4項」を「第33条第2項・第3項」に改める。

別記第18号様式中「第33条第1項又は第3項」を「第33条第1項又は第2項」に改める。

別記第21号様式を次のように改める。

別記第21号様式 (第20条関係)

同 意 書

1. 医療保護入院の同意の対象となる精神障害者本人

住 所	〒 都道 府県
フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日

2. 医療保護入院の同意者の申告事項

住 所	〒 都道 府県	〒 都道 府県
フリガナ		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

本人との関係

- 〔 1 配偶者 2 父母 (親権者で ある・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹
6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 ()
(選任年月日 年 月 日) 〕

なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。

- ①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人、③患者に対する虐待等を行っている者 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 31 号) 第 1 条各号のいずれかに該当する者をいう。)、④精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、⑤未成年者

※親権者が両親の場合は、両親とも署名の上記載してください。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者を貴病院に入院させることに同意します。

病院管理者 様

年 月 日

氏名

氏名

別記第23号様式中「多様」を「多用」に、「第33条第1項・第4項」を「第33条第1項・第3項」に、「第33条第3項・第4項」を「第33条第2項・第3項」に改める。

別記第24号様式中「第33条第1項・第3項」を「第33条第1項・第2項」に、「第33条第1項・第4項」を「第33条第1項・第3項」に、「第33条第3項・第4項」を「第33条第2項・第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

和歌山県告示第790号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和5年6月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県和歌山市南汀丁8番地

氏名又は名称 セイカ株式会社 代表取締役社長 竹田純久

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県海南市藤白758-73

名称 セイカ株式会社 海南工場

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和5年6月30日から同年7月21日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南市くらし部環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)

第46号口 SK-G (309A)	1	9m ³	許可後	6時間	通常	10	11	1,750	1,750	43	600	<1	10	<10
					最大	15	11	1,170	1,170	28	400	<1	7	<10
第46号口 SK-G (309B)	1	9m ³	許可後	15時間	通常	18	9	630	630	20	8	<1	5	<10
					最大	20	9	570	570	18	8	<1	5	<10

別表2

種類 及び 構造 形式	主要 寸法 (m)	能力 (m ³ /日)	汚水等 の処理 方式	設置 年月 日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態											
					区分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)	ダイ オキ シン 類 (pg- TEQ/ L)	
排水 処理 施設	SS、 ゴム ライ ニング、 ろ過 器、 樹脂 貯槽	W51.9 × L125 × H11.9	中和、 固液分 離、エ アーリ ング、 活性炭 処理、 ろ過、 活性汚 泥処理、 凝集沈 殿処理、 微生物 固定化 担体処 理	令和 4年2 月15 日	通常	処理前	1,454	13	60	180	66.5	60	20	<0.5	<3,000	15
						処理後	2,480	6.0- 8.0	<40	6	5	20	0.2	<0.5	<3,000	<2.5
					最大	処理前	1,644	13	60	200	79.1	100	40	<0.5	<3,000	15
						処理後	2,670	6.0- 8.0	<60	10	8	30	2	<0.5	<3,000	5

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態										
	区分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)	ダイオ キシン 類 (pg-TEQ /L)
No. 1排水口	通常	3,210	6.0-8.0	<40	6.1	5	16.7	0.26	<0.5	<3,000	<2.5
	最大	3,420	6.0-8.0	<60	10.2	8	24.9	2.04	<0.5	<3,000	5

和歌山県告示第791号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変

更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和5年6月30日

和歌山県知事 岸 本周 平

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 和歌山県和歌山市南汀丁8番地
氏名又は名称 セイカ株式会社 代表取締役社長 竹田純久
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県海南市藤白758-73
名称 セイカ株式会社 海南工場
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
令和5年6月30日から同年7月21日まで
- (2) 場所
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南市くらし部環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)
第46号口 SK-G (251)	1	0.6m ³ ろ過面積5m ²	許可後	9時間	通常	4	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	4	-	-	-	-	-	-	-	-
第46号口 SK-G (261)	1	3m ³	許可後	10時間	通常	10	7.5	870	870	5	60	<0.01	<1	<10
					最大	15	7.5	580	580	3	40	<0.01	<1	<10

別表2

種類及び構造形式	主要寸法 (m)	能力 (m ³ /日)	汚水等の処理方式	設置年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
					区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)

排水処理施設	SS、ゴムライニング、ろ過器、樹脂貯槽	W51.9 × L125 × H11.9	3,400	中和、固液分離、エアリフティング、活性炭処理、ろ過、活性汚泥処理、凝集沈殿処理、微生物固定化担体処理	令和4年2月15日	通常	処理前	1,454	13	60	180	66.5	60	20	<0.5	<3,000	15
						通常	処理後	2,480	6.0-8.0	<40	6	5	20	0.2	<0.5	<3,000	<2.5
						最大	処理前	1,644	13	60	200	79.1	100	40	<0.5	<3,000	15
						最大	処理後	2,670	6.0-8.0	<60	10	8	30	2	<0.5	<3,000	5

別表3

排水口名	排水の量及び汚染状態										
	区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)
No.1排水口	通常	3,210	6.0-8.0	<40	6.1	5	16.7	0.26	<0.5	<3,000	<2.5
	最大	3,420	6.0-8.0	<60	10.2	8	24.9	2.04	<0.5	<3,000	5

和歌山県告示第792号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを令和5年6月20日指定した。

令和5年6月30日

和歌山県知事 岸 本周 平

種別	図書等名	コード番号	発行所名
コミック	ケン月影珠玉作品選 大奥騒乱編	59003-30	ぶんか社
雑誌	週刊実話 6月22日号	20324-06/22	日本ジャーナル出版
雑誌	週刊アサヒ芸能 6月15日特大号	20013-06/15	徳間書店
雑誌	週刊大衆 6月19日号	20433-06/19	双葉社

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第793号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和5年6月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定 年月日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類																						
					視 覚	聴 覚	平 衡	音 声 言 語	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は う ち う ち の 腸	小 腸	免 疫	肝 臓										
寺澤宏	消化器外科	済生会有田病院	有田郡湯浅町吉川52-6	令和5.6.19												○											
風呂谷容平	リハビリテーション科	公益財団法人白浜医療福祉財団白浜はまゆう病院	西牟婁郡白浜町1447	令和5.6.19					○	○	○																
間島伸行	泌尿器科	紀南病院	田辺市新庄町46-70	令和5.6.19													○										
安東秀員	眼科	医療法人仁愛秋南たなべ眼科医院	田辺市たきない町19-16	令和5.6.19	○																						
生駒興平	内科	くしもと町立病院	東牟婁郡串本町サンゴ台691-7	令和5.6.19											○												
高島耕太	消化器内科	くしもと町立病院	東牟婁郡串本町サンゴ台691-7	令和5.6.19																							○
西村俊司	整形リハビリテーション科	くしもと町立病院	東牟婁郡串本町サンゴ台691-7	令和5.6.19								○															

和歌山県告示第794号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和5年6月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3022300 317	わかばグループ ホーム	新宮市浮島3-10	共同生活援助	社会福祉法人わかば福祉会	新宮市下田2-6-40	令和 5.5.31

和歌山県告示第795号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出するこ

と。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年6月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エバグリーン田辺元町店

和歌山県田辺市上の山二丁目17番22号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

4 変更年月日

令和3年2月21日

5 変更した理由

届出上の代表者の変更のため

6 届出年月日

令和5年6月14日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和5年6月30日から同年10月30日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第796号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年6月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エバグリーン田辺元町店

和歌山県田辺市上の山二丁目17番22号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積

(変更前) 1,050㎡

(変更後) 1,494㎡

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 敷地西側（平面駐車場①）、敷地南側（平面駐車場②）、敷地南側隔地（隔地駐車場）

収容台数 45台

(変更後) 位置 敷地西側（平面駐車場）、敷地南側隔地（隔地駐車場）

収容台数 51台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 位置 建物南側

面積 32.0㎡

(変更後) 位置 建物南側

面積 32.0㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 建物南側

容量 6.0㎡

(変更後) 位置 建物南側

容量 7.2㎡

(5) 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 3か所（敷地西側、敷地南側、隔地駐車場敷地北側）

(変更後) 3か所（敷地西側、敷地北西側、隔地駐車場敷地北側）

(6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前7時から午後10時まで

(変更後) 午前6時から午後10時まで

4 変更年月日

令和6年2月15日

5 変更する理由

建物の増築に伴うリニューアルのため

6 届出年月日

令和5年6月14日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和5年6月30日から同年10月30日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第797号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年6月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
セントラルシティ和歌山
和歌山県和歌山市小雑賀805番1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和5年和歌山県告示第212号
- 3 意見の概要
 - (1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください（生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にしてください。）。
 - (2) 環境関係法令を遵守するとともに、近隣住民との関係を良好に保ち、苦情等の申出があれば真摯に対策を講じてください。
 - (3) 産業廃棄物を保管する場合、保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管してください。
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和5年6月30日から同年7月31日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第798号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、山田ダム土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和5年6月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 退任した役員（令和5年5月16日退任）

職名	氏名	住所
理事	秦野和雄	紀の川市貴志川町長山965番地
理事	野尻克己	紀の川市貴志川町鳥居242番地
理事	柳本敏	紀の川市貴志川町岸宮117番地
理事	上山信夫	紀の川市貴志川町長原361番地
理事	矢田善康	紀の川市貴志川町長原996番地
理事	服部吉宏	紀の川市貴志川町長原1380番地内1
理事	山本佳司	紀の川市貴志川町国主88番地
理事	森本俊弘	和歌山市毛見1505番地1

理事	吉田哲男	紀の川市貴志川町尼寺801番地
理事	打越志宣	紀の川市貴志川町神戸838番地6
理事	面田光男	紀の川市貴志川町井ノ口969番地
理事	弓場正己	紀の川市貴志川町井ノ口151番地
理事	高山安德	紀の川市貴志川町岸小野166番地
理事	武田雅明	紀の川市貴志川町高尾102番地
理事	楠部明男	紀の川市貴志川町北625番地
理事	上田達雄	紀の川市貴志川町北山284番地
理事	山本典生	紀の川市貴志川町丸栖300番地
理事	武部俊雄	紀の川市貴志川町丸栖149番地
理事	坂口榮司	紀の川市貴志川町丸栖1638番地
理事	小谷喜博	海南市七山1053番地
理事	秦野均	海南市高津790番地
理事	尼岡孝敏	紀の川市桃山町調月893番地
理事	小坂善次	紀の川市桃山町調月701番地
理事	山下繁明	紀の川市桃山町調月1899番地
理事	西宏明	紀の川市桃山町最上738番地2
理事	長田吉生	紀の川市桃山町最上320番地
理事	東昭男	海草郡紀美野町長谷1188番地
監事	嶋本幸雄	紀の川市貴志川町北56番地2
監事	北山史郎	紀の川市貴志川町丸栖100番地
監事	南栄成	紀の川市貴志川町神戸732番地1

2 就任した役員(令和5年5月17日就任)

職名	氏名	住所
理事	花田博行	紀の川市貴志川町長山1007番地2
理事	檜葉克己	紀の川市貴志川町西山758番地
理事	野尻克己	紀の川市貴志川町鳥居242番地
理事	山野貴司	紀の川市貴志川町岸宮974番地
理事	上山信夫	紀の川市貴志川町長原361番地
理事	矢田善康	紀の川市貴志川町長原996番地
理事	服部吉宏	紀の川市貴志川町長原1380番地内1
理事	山本佳司	紀の川市貴志川町国主88番地
理事	森本俊弘	和歌山市毛見1505番地1
理事	吉田哲男	紀の川市貴志川町尼寺801番地
理事	打越志宣	紀の川市貴志川町神戸838番地6
理事	面田光男	紀の川市貴志川町井ノ口969番地
理事	弓場正己	紀の川市貴志川町井ノ口151番地
理事	高山安德	紀の川市貴志川町岸小野166番地
理事	武田雅明	紀の川市貴志川町高尾102番地
理事	楠部明男	紀の川市貴志川町北625番地
理事	田村芳己	紀の川市貴志川町北山323番地
理事	山本典生	紀の川市貴志川町丸栖300番地
理事	佐野文男	紀の川市貴志川町丸栖166番地
理事	中面拓郎	紀の川市貴志川町丸栖1653番地

理事	小谷上次	海南市七山1047番地
理事	偉士大隆信	海南市高津508番地
理事	尼岡孝敏	紀の川市桃山町調月893番地
理事	小坂善次	紀の川市桃山町調月701番地
理事	山下繁明	紀の川市桃山町調月1899番地
理事	西宏明	紀の川市桃山町最上738番地2
理事	長田吉生	紀の川市桃山町最上320番地
理事	東昭男	海草郡紀美野町長谷1188番地
監事	秦野均	海南市高津790番地
監事	北山史郎	紀の川市貴志川町丸栖100番地
監事	南栄成	紀の川市貴志川町神戸732番地1

和歌山県告示第799号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年6月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町佐本東栗垣内字於茂屋谷437
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第800号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年6月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 田辺市鮎川字鉛山3376の1
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第801号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年6月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 日高郡日高川町大字船津字若宮谷1876の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第802号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和5年6月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡北山村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第803号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年6月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第804号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号。以下「規則」という。）第4条第1項第2号に掲げるさんご漁業について、規則第11条第1項の規定により同項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年6月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 制限措置の内容等

(1) 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
さんご網漁業 さんご潜水艇漁業	1	定めなし	日高郡印南町切目崎西端から正西の方位線と熊野川河口中央から南東の方位線とに挟まれた和歌山県地先海面とする。ただし、さんご網漁業については、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソの各点を順次結んだ直線と陸岸とに囲まれた区域を除く。 ア 日高郡印南町切目崎西端 イ 日高郡印南町切目崎西端から正南10,000mの点 ウ 西牟婁郡白浜町市江崎灯台中心から南西3,500mの点 エ 西牟婁郡すさみ町周参見港稻積島灯台中心から南西4,500mの点	9月1日から翌年1月31日まで	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を和歌山県内に有する者又はその者を構成員に含む法人

			オ 西牟婁郡すさみ町江須崎灯台中心から正南2,500mの点 カ 東牟婁郡串本町潮岬灯台中心から南西3,000mの点 キ 東牟婁郡串本町潮岬灯台中心から正南2,000mの点 ク 東牟婁郡串本町出雲崎突端から南東2,000mの点 ケ 東牟婁郡串本町檜野崎灯台中心から南東2,000mの点 コ 東牟婁郡太地町梶取崎灯台中心から南東2,500mの点 サ 東牟婁郡太地町梶取崎灯台中心から北東3,500mの点 シ 東牟婁郡那智勝浦町宇久井駒崎灯台中心から南東3,500mの点 ス 熊野川河口中央から南東5,000mの点 セ 熊野川河口中央 ソ 北緯33度43分24.2秒東経136度00分39.1秒の点(世界測地系)	
--	--	--	---	--

(操業区域の欄のアからセまでに掲げる地点については、世界測地系にて表したものを和歌山県農林水産部水産局資源管理課に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 許可又は起業の認可に付ける条件

この告示に係る許可又は起業の認可をするときは、次に掲げる条件を付けることがある。ただし、コ及びサの条件は、さんご網漁業に係る許可又は起業の認可をするときに限り、付けることがある。

ア あかささんご、ももいろさんご、しろさんご以外のさんごを採捕してはならない。

イ 1漁期における生体の採捕量の合計は、知事が指定する量以内とする。

ウ さんごについて、根元から3cm未満のもの又は根元から3cmの部分直径7mm未満のものを採捕した場合は、直ちに採捕した場所において放流しなければならない。

エ 日没から日の出までの間は、操業をしてはならない。

オ 漁業を営むに当たっては、他の漁業の妨害をしてはならない。

カ 操業中は、知事が指定した標旗を船橋の見やすい場所に掲げなければならない。

キ 同時に使用できる船舶は、知事が指定する隻数以内とする。

ク 船舶を使用するときは、グローバルポジショニングシステムにより航跡を記録しておかなければならない。

ケ 操業後は、知事の指示に従い、操業及び採捕の実績を報告しなければならない。

コ 船舶1隻につき用いることができるさんご網は1か統とし、網地1房の長さは1.5m以内、桁の長さは5m以内とする。

サ 動力を用いてさんご網を曳網してはならない。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年6月30日から同年7月31日まで

なお、この告示に係る許可の有効期間は、令和5年9月1日から令和6年1月31日までとする。

和歌山県告示第805号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号。以下「規則」という。）第4条第1項第12号に掲げる鯨類追込網漁業について、規則第11条第1項の規定により同項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年6月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 制限措置の内容等

(1) 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
鯨類追込網漁業	1	定めなし	東牟婁郡串本町檜野崎正南の線以東の和歌山県沖合海域	9月1日から翌年4月30日まで	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を和歌山県内に有する者又はその者を構成員に含む法人

(2) 許可又は起業の認可に付ける条件

この告示に係る許可又は起業の認可をするときは、次に掲げる条件を付けることがある。

ア 1漁期の鯨種毎の捕獲頭数は、毎年別途指示した頭数の範囲内とする。

イ 漁業を営むに当たっては、免許を受けた他の漁業の妨害をしてはならない。

ウ 追い込む場所は、許可を受けた者が所属する漁業協同組合の共同漁業権に係る漁場内に限る。ただし、他の共同漁業権に係る漁場であっても、当該共同漁業権者の同意を得た場合はこの限りでない。

エ 捕獲頭数調整等のために操業停止の指示をした場合は、これに従うこと。

オ 捕獲した鯨類の水揚げは、本漁業の許可を受けた者が所属する漁業協同組合の職員の立会いの下に、原則として、当該所属する漁業協同組合の共同漁業権に係る漁場の所在する漁港等の港において行わなければならない。

カ 本漁業の許可を受けた者は、別に定める漁獲成績報告書を知事に提出するものとする。

キ 許可を受けた日から6か月間又は引き続き1年間休業したときは、許可の取消しの対象となるので、あらかじめ休業期間を定め、届け出ること。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年6月30日から同年7月31日まで

なお、この告示に係る許可の有効期間は、令和5年9月1日から令和8年8月31日までとする。

和歌山県告示第806号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年6月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間 令和5年7月10日から令和6年1月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市及び新宮市並びに西牟婁郡白浜町、上富田町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町、太地町及び串本町

和歌山県告示第807号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年6月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡由良町大字吹井字永井新地972番2地先から同町大字吹井字辨天新地968番1地先まで	旧	5.80 } 10.30	518.50	
同上	新	8.40 } 24.20	516.80	

和歌山県告示第808号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年6月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 たかの金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字高津尾字板立850番1地先から同町大字高津尾字中木1471番2地先まで	旧	9.50 } 17.40	100.00	
同上	新	11.50 } 17.40	100.00	

和歌山県告示第809号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年6月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 たかの金屋線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字高津尾字板立850番1地先から同町大字高津尾字中木1471番2地先まで

供用開始の期日 令和5年6月30日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第27号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、次のとおり検定を実施する。

令和5年6月30日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

1 実施する検定の種別及び級並びに定員

検定の種別及び級	定員
施設警備業務2級	5名
雑踏警備業務1級	5名
雑踏警備業務2級	5名
交通誘導警備業務2級	10名
貴重品運搬警備業務2級	5名

2 実施日時及び場所

(1) 学科試験

種別及び級	日 時	場 所
施設警備業務2級	令和5年9月29日（金） 午前10時から正午まで	和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部 会議室8及び会議室9
雑踏警備業務1級	令和5年9月29日（金） 午前10時から正午まで	
雑踏警備業務2級	令和5年9月29日（金） 午前10時から正午まで	
交通誘導警備業務2級	令和5年9月29日（金） 午後2時から午後4時まで	
貴重品運搬警備業務2級	令和5年9月29日（金） 午後2時から午後4時まで	

(2) 実技試験

種別及び級	日 時	場 所
施設警備業務 2 級	令和5年11月2日 (木) 午前10時から午後5時まで	和歌山県岩出市高塚513番地 有限会社岩出カースクール
雑踏警備業務 1 級	令和5年10月30日 (月) 午前10時から午後5時まで	
雑踏警備業務 2 級	令和5年10月31日 (火) 午前10時から午後5時まで	
交通誘導警備業務 2 級	令和5年11月1日 (水) 午前10時から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務 2 級	令和5年10月27日 (金) 午前10時から午後5時まで	

3 検定の内容

(1) 施設警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(4) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(5) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 検定の方法

(1) 学科試験及び実技試験により行う。

なお、本検定の学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 実技試験の途中において合格基準に達しないことが明らかになった場合は、その者に対する試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(3) 学科試験及び実技試験に合格した者には、成績証明書を交付する。

5 受検資格

(1) 和歌山県内に住所を有する者又は和歌山県外に住所を有する者で和歌山県内の営業所に所属する警備員(以下「県外在住警備員」という。)であるもの

(2) 雑踏警備業務1級を受検できる者は、(1)に規定する者で次のア又はイに該当するものとする。

ア 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第4条に規定する2級検定(雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る警備業法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 和歌山県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6 受検を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受検を希望する者は、次の申出期間内に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課(検定受付専用電話073-423-3344)に、電話による受検希望の事前申出を行うこと。事前申出を行い、(3)により受付がされた者を受検予定者とする。

種別及び級	申出期間

施設警備業務2級	令和5年8月22日（火）から同月24日（木）まで （各日とも午前10時から午後5時まで）
雑踏警備業務1級	
雑踏警備業務2級	
交通誘導警備業務2級	
貴重品運搬警備業務2級	

(2) 申込受付

(1) により受検予定者となった者は、7の検定申請書等を、次の検定申請書等提出期間内に提出すること。

提出先は、和歌山県内に住所を有する者はその者の住所地を管轄する警察署（管轄する警察署が有田湯浅警察署である場合は有田湯浅警察署有田分庁舎を、新宮警察署である場合は新宮警察署串本分庁舎をそれぞれ含む。以下同じ。）とし、県外在住警備員はその者の所属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。ただし、和歌山県内に住所を有する警備員で、その者が和歌山県内の営業所に所属している場合は、検定申請書等の提出先は当該営業所の所在地を管轄する警察署も可とする。

種別及び級	検定申請書等提出期間
施設警備業務2級	令和5年8月30日（水）から同年9月1日（金）まで （各日とも午前9時から午後5時まで）
雑踏警備業務1級	
雑踏警備業務2級	
交通誘導警備業務2級	
貴重品運搬警備業務2級	

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

- ア 事前申出の受付は、検定受付専用電話以外では受け付けない。
- イ 事前申出の受付は、電話1回につき、受検を希望する者1人のみを受け付ける。
- ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申出者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。
- エ 事前申出及び申込みは、受付担当者が受検を希望する者又は受検予定者に対して行う質問等に回答できる者が行うこと（回答できない場合は、受け付けない。）。
- オ 事前申出後において受検資格の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に検定申請書等を提出しなかった場合には、当該事前申出の受付を無効とする。
- カ この検定に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

7 検定申請書等

(1) 検定申請書

(2) 検定申請書の添付書類

- ア 顔写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの大きさの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚
- イ 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し等） 1通
- ウ 和歌山県内に所在する営業所に所属している警備員（和歌山県外に住所を有する者を含む。）にあつては、和歌山県内に所在する営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通

エ イ及びウに該当する者が提出する検定申請書等には、その者の住所地を管轄する警察署に提出する場合はイの書面を、その者の所属する営業所を管轄する警察署に提出する場合はウの書面を添付すること。

(3) 雑踏警備業務1級の検定を受けようとする者の添付書類

(2) の添付書類のほか、次のア又はイの書類を添付すること。

ア 2級検定の合格証明書の写し及び同合格証明書の交付を受けた日から起算して、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書又は誓約書） 1通

イ 和歌山県公安委員会が5の(2)のアと同等以上の知識及び能力を有すると認める者であることを疎明する書面（1級検定受検資格認定書）の写し 1通

(4) 手数料

種別及び級	手数料	注意事項
施設警備業務2級	16,000円	和歌山県証紙により納付すること。
雑踏警備業務1級	13,000円	
雑踏警備業務2級	13,000円	
交通誘導警備業務2級	14,000円	
貴重品運搬警備業務2級	16,000円	

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲・営業等企画係

電話番号 073-423-0110（内線3046、3047）

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第6号

和歌山県警察画像鮮明化処理システム賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年6月30日

和歌山県警察本部長 山崎 洋平

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県警察画像鮮明化処理システム賃貸借業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和5年5月24日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社JECC

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 落札金額

80,203,200円（うち消費税及び地方消費税の額7,291,200円）

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年4月7日

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

有田川町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年6月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称
吉備都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

有田川町から、都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年6月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称
吉備都市計画特定用途制限地域
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年6月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達年度及び調達案件番号
令和5年度 調達案件番号20230075180号
 - (2) 調達案件名
和歌山県民文化会館小ホール舞台音響設備出力系更新
 - (3) 調達物品の名称及び数量
和歌山県民文化会館小ホール舞台音響設備出力系更新 一式
 - (4) 調達物品の特質等
入札説明書による。
 - (5) 納入期限
令和6年2月22日（木）

- (6) 納入場所
入札説明書による。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「通信用機械器具」又は「産業用電気機械」に記載されている者であること。
また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課
- (2) 期間
令和5年6月30日（金）から同年8月8日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間
- (1) 場所
3の（1）に同じ。
- (2) 期間
3の（2）に同じ。
- 5 一般競争入札の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の場所及び日時
- ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）
- イ 入札日時
令和5年8月9日（水）午前10時
- ウ 開札場所
アに同じ。
- エ 開札日時
イに同じ。
- (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和5年8月8日（火）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。
- 6 電子入札
この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。
- (1) 電子入札は、令和5年8月8日（火）午前9時から同月9日（水）午前9時45分までに行うこと。
- (2) 開札日時及び場所

5の(1)と同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者のうち電子入札をした者がある場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2292

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 契約の締結における議会の議決の要否
要
- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Renewal of the sound facilities of the small hall of Wakayama Prefectural Cultural Hall
: 1 set
- (2) Time limit for tender :
10:00 a.m. 9 August 2023 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 8 August 2023)
- (3) Contact point for the notice :
Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-2292
FAX 073-441-2288